

平成 23 年 9 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の取扱いについて

本会からの強い要望に応える形で、東日本大震災の被災地における医療現場の声を中医協の議論に反映すべく、8月1日から3日にかけて中医協会長及び委員が岩手県、宮城県及び福島県の3県を訪問し、8月24日に開催されました中医協総会において会長より報告がありました。それを受け、被災地医療の支援策として、診療報酬算定要件の緩和など、中医協における議論、関係者との調整を踏まえ、可能なものについては速やかに実施することが了承されたところです。

今般、被災地における医療機関の状況等を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関の診療報酬の算定に関しましては、当面、平成24年3月31日までの間は添付資料1のとおり取り扱うことが示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

なお、入院基本料の施設基準の取扱いについては、3月15日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡において、1日当たり勤務する看護要員（看護師及び准看護師又は看護補助者）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員（看護師及び准看護師）の数に対する看護師の比率については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を行う必要はない旨示されております。これは、震災の発生に伴い一時的に患者が急増した場合や、被災地に職員を派遣することにより一時的に職員数が減少する場合の対応として示されたものでありますが、今回の通知は、この取扱いに追加して、職員が辞めてしまったこと等により、そもそもの職員数が減少してしまった場合であっても、2割以内の変動であれば届出を不要とするものであります。

また、平均在院日数につきましても、4月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（Q & A）において、被災地の医療機関の倒壊等により転院患者を受け入れた被災地の医療機関や被災地以外の医療機関に対する緩和措置が講じられておりますが、今般、被災地においては退院の受け皿となる後方病床の不足等により患者が退院できない事態が生じていることから、転院患者を受け入れていない場合であっても、2割以内の変動であれば、平均

在院日数を超過しても、従前どおりの入院基本料を算定できるようにしたものであります。

その他、今回の取扱いの概要につきましては、9月7日に開催された中医協総会の資料（添付資料2）にも示されておりますので、あわせてご参照ください。

（添付資料）

1. 東日本大震災に関連する診療報酬の取扱いについて
（平 23. 9. 6 保医発 0906 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 平成 23 年 9 月 7 日 中央社会保険医療協議会総会 資料（総－8）